

令和6年度



埼玉県秩父福祉事務所

## 目 次

第1 管内区域の概況	7	女性相談	20
1 地勢等	1	8 児童福祉	
2 人口等	2	(1) 児童虐待相談	21
		(2) 児童扶養手当に係る遺棄証明	21
第2 秩父福祉事務所の概要		9 日本赤十字社埼玉県支部秩父地区	21
1 沿革	4		
2 組織及び事務分掌	5		
第3 事業概要			
1 介護保険と高齢者福祉			
(1) 主な取組	7		
(2) 介護保険制度の運営状況	7		
(3) 介護職員初任者研修事業者の指定	9		
(4) 社会福祉施設等を対象とした危機管理に関する研修	10		
(5) 地域包括ケアシステムの推進	10		
2 高齢者・障害者福祉施設の整備等			
(1) 高齢者福祉施設等の整備	11		
(2) 障害者福祉施設の整備	11		
(3) 事業所の指定	12		
3-1 生活保護			
(1) 管内保護の動向	13		
(2) 町村別被保護世帯数・被保護人員及び扶助別世帯数・人員	14		
(3) 町村別被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移	14		
(4) 世帯類型別被保護世帯数	15		
(5) 申請、開始、却下・取下げ、廃止状況	15		
3-2 中国残留邦人等支援給付	16		
4 生活困窮者自立支援			
(1) 埼玉県が実施する生活困窮者自立支援関係事業	17		
(2) 生活困窮者自立支援制度の実施状況	17		
5 障害者（児）福祉			
(1) 特別障害者手当等の支給	18		
(2) 埼玉県障害児等療育支援事業	18		
(3) 障害福祉施設等支援事業補助金の交付	18		
6 母子父子寡婦福祉			
(1) 母子父子寡婦福祉相談	19		
(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	19		

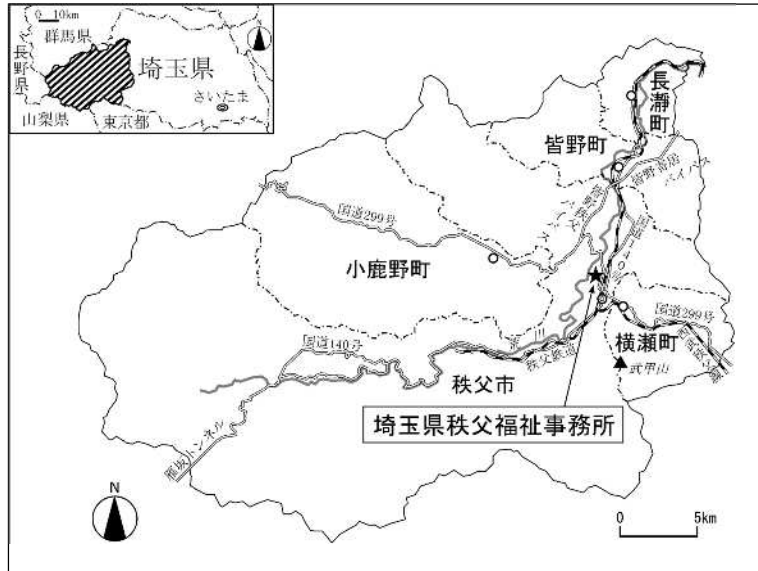
## 第1 管内区域の概況

### 1 地勢等

秩父福祉事務所の所管区域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町の1市4町である。

山々に囲まれ、北は群馬県、西は長野県、南は山梨県と東京都に接している。管内面積は、892.62km<sup>2</sup>で、県土の約1/4を占めている。荒川が中央を流れ、地域の多くが秩父多摩甲斐国立公園の区域や県立自然公園の区域に指定されており、自然に恵まれた地域となっている。

都心から80km圏内に位置し、一般国道140号・299号、秩父鉄道及び西武鉄道が地域の主要交通手段となっている。



### 2 人口等

#### (1) 人口・世帯数等

令和6年4月1日現在の管内の推計人口は88,748人、世帯数は36,841世帯である。

人口は前年同時期に比べ1,779人減少、世帯数は195世帯減少しており、一世帯あたりの人口は2.41人と前年同時期に比べ0.03人減少している。

#### ◆市町別人口・世帯数等◆

令和6年4月1日現在

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
埼玉県	7,326,804	3,297,455	3,797.75	1,929.2
管内総数	88,748	36,841	892.62	99.4
秩父市	56,156	23,624	577.83	97.2
横瀬町	7,537	3,061	49.36	152.7
皆野町	8,798	3,562	63.74	138.0
長瀬町	6,372	2,578	30.43	209.4
小鹿野町	9,885	4,016	171.26	57.7

資料：埼玉県「埼玉県推計人口」

#### (2) 年齢区分別人口の特徴

65歳以上人口割合は令和6年1月1日現在で管内人口の36.7%を占め、埼玉県全体の約1.4倍となっている。

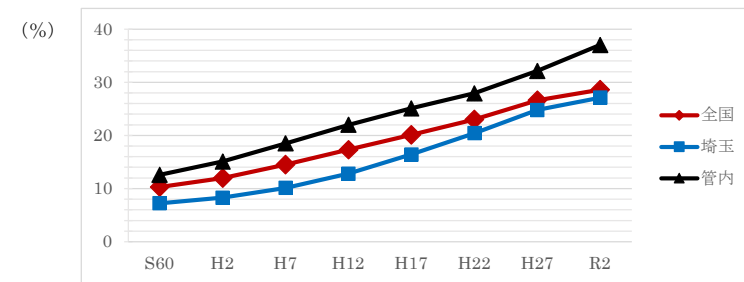
#### ◆市町別年齢3区分別人口◆

令和6年1月1日現在

	総数	年齢区分別人口			構成割合(%)		
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
埼玉県	7,378,619	844,335	4,549,775	1,984,509	11.4	61.7	26.9
管内総数	91,852	8,856	49,325	33,671	9.6	53.7	36.7
秩父市	58,223	5,918	31,857	20,448	10.2	54.7	35.1
横瀬町	7,748	771	4,266	2,711	10.0	55.1	35.0
皆野町	9,050	848	4,619	3,583	9.4	51.0	39.6
長瀬町	6,516	538	3,349	2,629	8.3	51.4	40.3
小鹿野町	10,315	781	5,234	4,300	7.6	50.7	41.7

資料：埼玉県「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」

#### ◆高齢化の推移◆



出典：「令和2年度国勢調査結果」(総務省統計局)を加工して作成

秩父地域の年齢別人口構成を見ると、男女とも「団塊の世代」を含む74歳前後にピークがある。

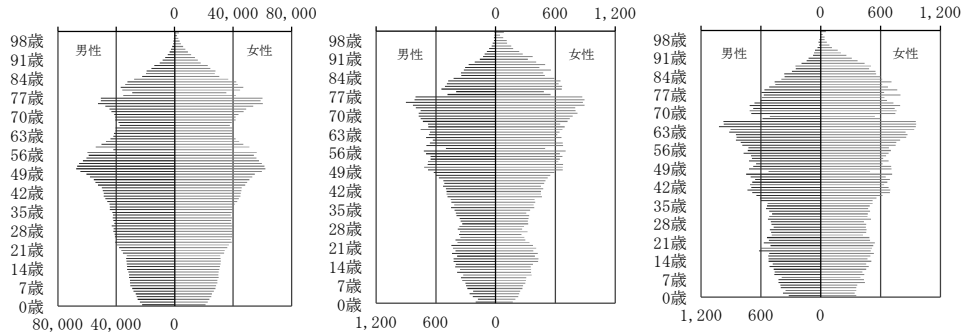
一方、埼玉県（全体）の年齢別人口構成では49～52歳の「団塊ジュニア」がピークを形成している。

単位：人

埼玉県の人口構成  
(令和6年1月1日)

秩父地域の人口構成  
(令和6年1月1日)

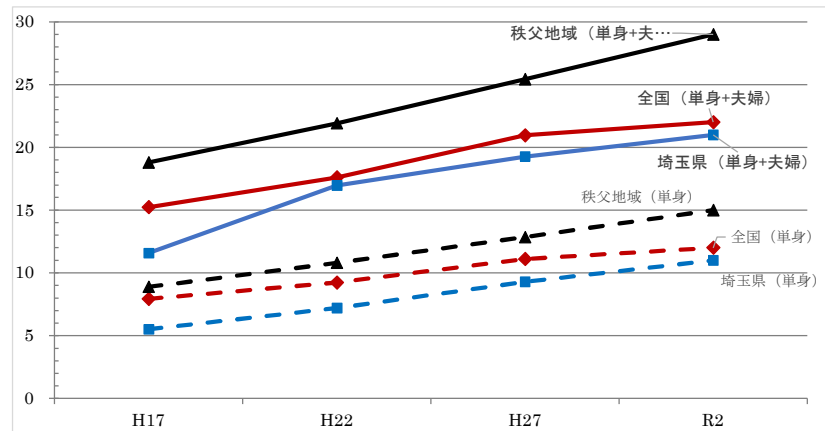
10年前の秩父地域の人口構成  
(平成26年1月1日)



資料：埼玉県「埼玉県町（丁）別人口調査結果報告」

高齢者の夫婦のみの世帯、高齢単身世帯の全世帯に占める割合は、全国平均・県平均より高い。

65歳以上の夫婦及び単身世帯の割合（％）



出典：「令和2年度国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

## 第2 秩父福祉事務所の概要

### 1 沿革

S26・10・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉事業法が改正され、埼玉県福祉事務所条例に基づき、秩父地域を所管する秩父福祉事務所を秩父地方庁舎内に設置（組織は、庶務係、福祉係の2係制）</li> <li>生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の施行業務の開始</li> </ul>
S35・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神薄弱者福祉法施行による業務の開始</li> </ul>
S38・8・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法施行業務の開始</li> </ul>
S39・7・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・寡婦福祉法施行業務の開始</li> </ul>
S48・7・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織改正により、庶務課、福祉課、家庭児童課の3課制</li> </ul>
S57・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織改正により、庶務課、保護課、福祉課の3課制</li> </ul>
H5・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法及び身体障害者福祉法による措置権を町村に移譲（庶務課、保護課、地域福祉課の3課制・職員数19名）</li> <li>東秩父村を比企福祉事務所へ移管</li> </ul>
H9・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>秩父地方庁舎から秩父保健所庁舎に移転</li> <li>福祉に関する事務、保健医療に関する事務及び福祉と保健医療に係る施策の総合調整を行うセンターとして、埼玉県行政組織規則に基づき秩父福祉保健総合センターを設置。組織体制は、企画管理部・福祉部・保健部の3部制</li> <li>職員数は42名（専任13名、兼任29名）（福祉保健総合センター、福祉事務所、保健所）</li> </ul>
H11・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県福祉保健総合センター設置条例の施行（秩父福祉事務所は廃止）</li> <li>秩父福祉保健総合センター及び秩父保健所に再編、企画管理部（総務担当、計画推進担当）及び福祉保健部（地域福祉・保護担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当）の2部・5グループ担当制（職員数は43名）</li> </ul>
H12・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>定数改正により、職員数42名</li> <li>介護保険法施行</li> </ul>
H13・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織・定数改正により、職員数40名</li> </ul>
H15・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援費制度の導入・知的障害者福祉法施行事務の町村移管</li> <li>地域福祉・保護担当を地域福祉担当に改編</li> </ul>
H18・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>定数改正により、職員数38名</li> <li>障害者自立支援法一部施行</li> <li>介護保険法改正により介護予防事業、地域密着型サービスの新設</li> <li>介護保険事業者の指導強化の目的で計画推進担当を「計画推進・指導監視担当」に改編</li> </ul>
H18・10・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援法全面施行</li> </ul>
H19・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>定数改正により、職員数37名</li> </ul>
H20・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業者指導の県庁への集約により計画推進・指導監視担当を「計画推進担当」に改編</li> <li>組織・定数改正により、職員数35名</li> </ul>
H21・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>定数改正により、職員数34名</li> </ul>

H22・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県福祉事務所設置条例の施行（秩父福祉保健総合センターは廃止）</li> <li>・2担当制（介護保険・施設整備担当、地域福祉担当）総務担当は保健所との兼務となる</li> <li>・職員数16名（兼務3名を含む）</li> </ul>
H23・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉担当が生活保護・地域福祉担当に改編</li> <li>・職員数15名（兼務3名を含む）</li> </ul>
H25・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数16名（兼務4名を含む）</li> </ul>
H26・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数15名（兼務4名を含む）</li> </ul>
H27・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数16名（兼務4名を含む）</li> <li>・生活困窮者自立支援法施行</li> </ul>
H28・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数15名（兼務4名を含む）</li> </ul>
R3・4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数16名（兼務5名を含む）</li> </ul>

## 2 組織及び事務分掌

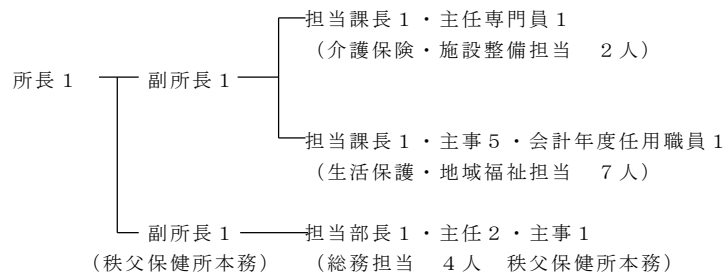
### (1) 組織

秩父福祉事務所には、介護保険・施設整備担当、生活保護・地域福祉担当、総務担当（保健所と兼務）が置かれている。職員数は、16名（会計年度任用職員1名及び兼務5名を含む）である。

所長	副所長	担当部長	担当課長	主任	主事	会計年度任用職員	合計
1	2 (兼務1)	1 (兼務1)	2	3 (兼務2)	6 (兼務1)	1	16

### ◆ 秩父福祉事務所組織図 ◆

令和6年4月1日現在



### (2) 各担当の主な所掌事務

#### ア 介護保険・施設整備担当

- 老人福祉施設、心身障害者施設等の整備及び運営指導に関すること。  
(社会福祉法人の設立及び定款変更認可等に関することを含む。)
- 地域高齢社会対策の推進に関すること。
- 介護保険事務の推進に関すること。  
・介護保険施設・居宅サービス事業所の指定・更新及び運営指導等に関すること。  
・介護員の養成等に関すること。
- 市町村への助言及び援助並びに市町村との連絡調整に関すること。

#### イ 生活保護・地域福祉担当

- 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に定める援護、育成及び更生の措置に関すること。
- 生活困窮者の自立支援及び住居確保給付金の支給に関すること。
- 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当及び児童扶養手当の支給に関すること。
- 民生委員及び児童委員に関すること。
- 家庭児童の相談指導に関すること。
- 婦人、老人並びに心身障害者及び心身障害児の福祉に関すること。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める資金の貸付けに関すること。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者の支援に関すること。
- 埼玉県母子・父子福祉センター条例により設置された母子・父子福祉センターの管理に関すること。
- 日本赤十字社埼玉県支部秩父地区に関すること。

#### ウ 総務担当

- 人事、給与、服務、文書、福利厚生等に関すること。
- 経理に関すること。
- 公有財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること。

### 第3 事業概要

#### 1 介護保険と高齢者福祉

##### (1) 主な取組

ア 当事務所では介護保険施設・居宅サービス事業所（以下「施設・事業所」）の指定及び運営指導を行っている。

イ 令和5年度は当事務所において新規指定は4件、指定更新は25件であった。

ウ 施設・事業所の運営指導については、より良いサービスを提供できるよう指定基準等に基づき必要な指導を行うとともに、県福祉監査課の行う実地指導に同行した。

エ 施設・事業所を対象とした研修については、令和5年度は、社会福祉施設における感染症対策をテーマとした研修（令和5年7月13日 秩父保健所と共催）を実施した。また、地震等の災害発生を想定した連絡訓練（令和6年3月26日）を実施し、被害が発生した際の連絡方法の確認等を行った。

オ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、管内市町や関係機関とともに地域包括ケアシステムの推進に取り組んだ。

##### (2) 介護保険制度の運営状況

ア 要介護認定の状況（人）

令和6年3月末日現在

	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	合計	前年比
要支援1	405	52	96	55	29	637	-45
要支援2	745	66	87	74	88	1,060	+81
要介護1	639	91	113	88	108	1,039	-23
要介護2	742	74	125	73	183	1,197	-30
要介護3	685	86	100	60	133	1,064	+60
要介護4	578	56	109	60	153	956	-8
要介護5	326	55	53	38	63	535	-15
合計	4,120	480	683	448	757	6,488	+20

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定) 令和6年3月分 第2-1表

##### イ サービス提供体制の状況

(ア) 施設整備の状況

令和6年4月1日現在

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護療養型医療施設	介護医療院
現状値（人分）	986	0	0
令和6年度末目標値（人分）※	986	0	0
差	0	0	0

	介護老人保健施設	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)
現状値（人分）	381	245
令和6年度末目標値（人分）※	381	371
差	0	126

※ 目標値は「第9期埼玉県高齢者支援計画」（令和6年3月策定）による。

(イ) 秩父管内の介護保険サービス提供事業所数 令和6年9月1日現在

サービス別	事業所数	所管
訪問介護	25	県
訪問入浴介護	1	県
訪問看護	8	県
訪問リハビリテーション	9	県
通所介護	21	県
通所リハビリテーション	8	県
短期入所生活介護	13	県
短期入所療養介護	5	県
特定施設入居者生活介護	7	県
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	5	県
<b>居宅サービス小計</b>	<b>102</b>	
介護老人福祉施設	11	県
介護老人保健施設	4	県
<b>施設サービス小計</b>	<b>15</b>	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	市町
夜間対応型訪問介護	1	市町
地域密着型通所介護	24	市町
認知症対応型通所介護	3	市町
小規模多機能型居宅介護	8	市町
認知症対応型共同生活介護	12	市町
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	市町
看護小規模多機能型居宅介護	1	市町
<b>地域密着型サービス小計</b>	<b>54</b>	

※ 地域密着型サービスは「介護サービス情報公表システム」による。

ウ 介護保険料の基準（令和6年度から3年間）

単位：円

	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
月 額	5,400	5,990	5,700	5,700	5,990

エ 介護サービスの利用状況

(ア) 居宅介護（介護予防）サービス利用者数（人）

令和6年3月

	居宅サービス	地域密着型サービス	合 計	前年差
要支援1	232	2	234	-13
要支援2	539	6	545	+30
要介護1	772	230	1,002	-3
要介護2	896	246	1,142	-66
要介護3	569	220	789	+37
要介護4	334	138	472	-14
要介護5	145	95	240	-8
合 計	3,487	937	4,424	-37

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定) 令和6年5月分 第3-1表、第4-1表

(イ) 施設サービス利用者数（人）

令和6年3月

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護 医療院	合 計	前年差
要介護1	9	31	0	1	41	+9
要介護2	41	71	0	0	112	+17
要介護3	254	83	0	1	338	+17
要介護4	366	104	0	1	471	+9
要介護5	196	57	0	1	254	-29
合 計	866	346	0	4	1,216	+23
前年差	+37	-12	-2	0	+23	

※月内に施設間で異動した利用者がいた場合、施設別の総計と要介護度別の総計が一致しない。

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告(暫定) 令和6年5月分 第5-1表

(3) 介護職員初任者研修事業者の指定

「埼玉県介護職員初任者研修事業指定要綱」等に基づき介護職員初任者研修事業を指定している。令和5年度中に6名が修了した。

実施機関	主な研修会場	定員	修了者数
(有) たんぼぼ	(有) たんぼぼ たんぼぼケアスクール	12名×8クラス	6名

(4) 社会福祉施設等を対象とした危機管理に関する研修

秩父地域社会福祉施設等連絡会議

管内の高齢者・障害児（者）の施設・事業所を対象に災害時の連絡体制や介護報酬の改定等に係る情報提供・交換の場を目的として令和6年3月12日（火）に開催した。

(5) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう平成27年2月に秩父郡市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会のほか、保健師、病院相談員、介護支援専門員、訪問看護師、老人福祉施設、福祉事務所、保健所、警察、消防、行政の代表者や資格者によって、ちちぶ圏域ケア連携会議等が組織化された。令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場参加とオンライン参加のハイブリット形式で開催され、当事務所からも参加した。

ア ちちぶ圏域ケア全体会議（代表者）

令和6年3月12日（火）

イ ちちぶ圏域ケア連携会議（実務者）

令和5年4月19日（水）、5月17日（水）、6月3日（土）、6月21日（水）、7月31日（月）、8月31日（木）、9月20日（水）、10月18日（水）、11月10日（金）、12月20日（水）、令和6年1月17日（水）、2月3日（土）、3月23日（土）

※ 8月31日開催の「横瀬町ケアマネジメントスキルアップ研修会」、2月3日と3月23日開催の「ちちぶ地域医療介護連携研修会」は、「主任介護支援専門員法定外研修」として実施した。

ウ 各市町地域包括ケア推進会議

各市町において適宜開催されており、秩父市、横瀬町、皆野町及び長瀬町については当事務所が構成員となっている。

## 2 高齢者・障害者福祉施設の整備等

### (1) 高齢者福祉施設等の整備

第8期埼玉県高齢者支援計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）では管内における特別養護老人ホームの整備枠は設定されていない。（第9期埼玉県高齢者支援計画（計画期間：令和6～8年度）においても整備枠はない。）

なお、特別養護老人ホーム荒川園（50床）について、老朽化が著しいことから令和4年度及び令和5年度の2か年で秩父市和泉町に移転整備が進められ、令和5年9月1日に名称を「特別養護老人ホーム和泉の森」に変更の上、開設した。

施設名	所在地	定員	開設	開設者	備考
特別養護老人ホーム和泉の森	秩父市和泉町 16	50	R5.9.1	(福)秩父正峰会	移転

### (2) 障害者福祉施設の整備

社会福祉施設等施設整備費補助金を利用する障害福祉サービス事業所の整備について、令和5年度の実績はなかった。

### (3) 事業所の指定

令和5年度は管内で新たに介護保険サービス事業所4件、障害福祉サービス事業所1件が指定された。なお、県所管の介護保険サービス事業所については当事務所、障害福祉サービス事業者等については県庁障害者支援課が所掌している。

#### ア 介護保険サービス事業所

事業所名	所在地	開設	開設者	サービス種別
サービス付き高齢者向け住宅サンライズホーム	秩父市山田 191-1	R5.5	(株)MKM	(介護予防)特定施設入居者生活介護
コンバスウォーク横瀬町	横瀬町横瀬 2014-1	R5.8	ヒロミ(株)	通所介護
訪問介護レジデンス秩父皆野	皆野町皆野 1584-1	R5.12	日本シニアライフ(株)	訪問介護
エスポワール秩父 ※	秩父市寺尾 2744	R6.4	(医)明雄会	介護老人保健施設

※エスポワール秩父は新設ではなく事業譲渡による指定。(元：介護老人保健施設ピッラ・ベッキア)

#### イ 障害福祉サービス事業所

事業所名	所在地	開設	開設者	サービス種別
就労継続支援いろり	秩父市大野原 69-4	R6.1	(有)タイヘイ建宅	就労継続支援B型



### 3-1 生活保護

#### (1) 管内（横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）保護の動向

令和6年4月現在の被保護世帯数（保護停止世帯含む）は238世帯、被保護人員は299人、保護率は0.92%である。

平成27年4月比で被保護世帯数は35世帯17.2%増、被保護人員数は10人3.5%増となっている。保護率は増加傾向にある。

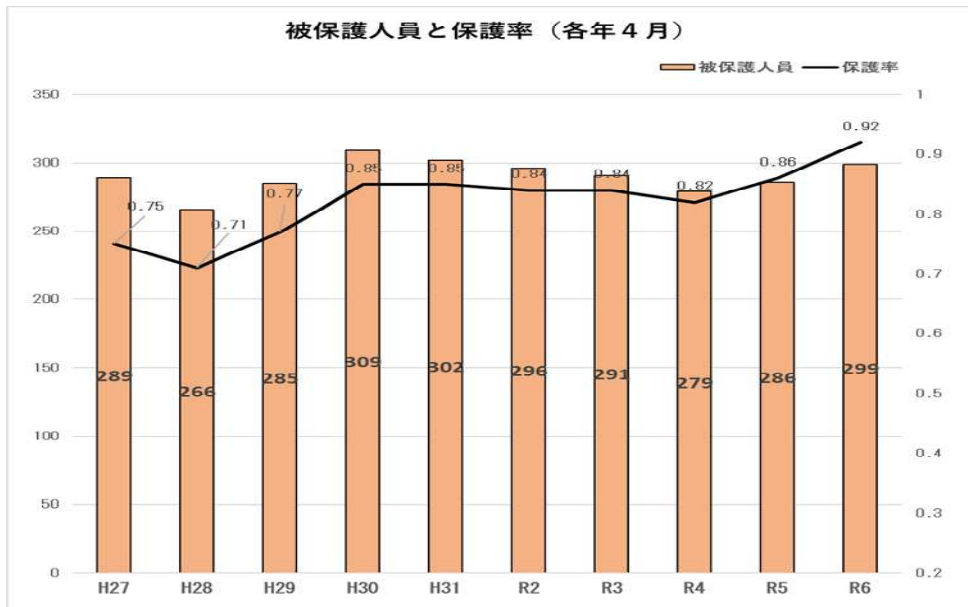
（各年4月）

年度	管内人口		被保護世帯数		被保護人員数		保護率	生活扶助人員	住宅扶助人員	教育扶助人員	介護扶助人員		医療扶助人員	
	実数	指数%	実数	指数%	実数	指数%					施設	居宅	入院	入院外
H27	38,306	100	203	100	289	100	0.75	241	188	22	13	37	17	183
H28	37,641	98.3	198	97.5	266	92.0	0.71	212	170	21	14	33	17	164
H29	37,027	96.7	213	104.9	285	98.6	0.77	241	177	23	15	30	16	167
H30	36,392	95.0	216	106.4	309	106.9	0.85	263	209	32	11	31	17	179
H31	35,738	93.3	212	104.4	302	104.5	0.85	256	194	33	7	38	19	180
R2	35,136	91.7	214	105.4	296	102.4	0.84	242	183	20	13	37	7	190
R3	34,471	90.0	222	109.4	291	100.7	0.84	238	183	18	13	38	11	178
R4	33,967	88.7	221	108.9	279	96.5	0.82	233	175	13	12	32	9	181
R5	33,291	86.9	225	110.8	286	99.0	0.86	234	181	10	10	38	8	168
R6	32,592	85.1	238	117.2	299	103.5	0.92	243	184	8	13	35	15	188

※1 指数は平成27年を100とした比率。

2 被保護世帯数・人員及び保護率は保護停止中の世帯・人員を含む。ただし各扶助別世帯数・人員は停止中の世帯・人員を含まない。

（出典 被保護者調査（月次）、町村別保護状況、「埼玉県推計人口」）



#### (2) 町村別被保護世帯数・被保護人員及び扶助別世帯数・人員

令和6年4月の保護率は0.92%である。全国平均1.62%や埼玉県平均1.34%に比べ低くなっているが、高齢化の進展や管内4町の人口減に伴い、徐々に増加する傾向が見込まれる。

（令和6年4月）

	人口	被保護世帯	被保護人員	保護率%	扶助別人員						
					生活	住宅	教育	介護	医療	入院	入院外
横瀬町	7,537	53	61	0.81	48	36	0	10	40	4	36
皆野町	8,798	65	81	0.92	63	50	3	16	55	6	49
長瀬町	6,372	43	48	0.75	43	30	0	6	38	1	37
小鹿野町	9,885	77	109	1.10	89	68	5	16	70	4	66
管内計	32,592	238	299	0.92	243	184	8	48	203	15	188

※被保護世帯数・人員及び保護率は保護停止中の世帯・人員を含む。

ただし、各扶助別人員は停止中を含まない。

（出典 被保護者調査（月次）、町村別保護状況、「埼玉県推計人口」）

#### (3) 町別被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移

直近10年間の推移を見ると、皆野町及び長瀬町の被保護世帯数は増加傾向にある。

（各年4月）

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
横瀬町	人口	8,503	8,427	8,288	8,210	8,100	7,997	7,895	7,789	7,667	7,537
	被保護世帯数	55	50	52	50	49	55	61	53	53	53
	被保護人員	78	70	68	72	70	72	75	60	62	61
	保護率(%)	0.92	0.83	0.82	0.88	0.86	0.9	0.95	0.76	0.81	0.81
皆野町	人口	10,116	10,017	9,884	9,698	9,598	9,432	9,224	9,089	8,935	8,798
	被保護世帯数	38	38	46	59	58	60	60	61	63	65
	被保護人員	60	61	70	87	88	90	82	82	80	81
	保護率(%)	0.59	0.61	0.71	0.9	0.92	0.95	0.88	0.9	0.9	0.92
長瀬町	人口	7,436	7,252	7,152	7,004	6,863	6,779	6,746	6,640	6,527	6,372
	被保護世帯数	27	29	34	32	30	28	33	40	41	43
	被保護人員	39	35	43	43	38	31	37	45	45	48
	保護率(%)	0.52	0.48	0.6	0.61	0.55	0.46	0.56	0.66	0.69	0.75
小鹿野町	人口	12,251	11,945	11,703	11,480	11,177	10,928	10,755	10,449	10,162	9,885
	被保護世帯数	83	81	81	75	75	71	68	67	68	77
	被保護人員	112	100	104	107	106	103	97	92	99	109
	保護率(%)	0.91	0.84	0.89	0.93	0.95	0.94	0.91	0.86	0.97	1.10
管内計	人口	38,306	37,641	37,027	36,392	35,738	35,136	34,620	33,967	33,291	32,592
	被保護世帯数	203	198	213	216	212	214	222	221	225	238
	被保護人員	289	266	285	309	302	296	291	279	286	299
	保護率(%)	0.75	0.71	0.77	0.85	0.85	0.84	0.84	0.82	0.86	0.92

※被保護世帯数・人員及び保護率は保護停止中の世帯・人員を含む。

（出典 被保護者調査（月次）、町村別保護状況、「埼玉県推計人口」）

(4) 世帯類型別被保護世帯数

令和6年4月現在の236世帯（保護停止世帯除く）の内訳は、高齢者世帯106世帯（44.9%）、母子世帯9世帯（3.8%）、障害者世帯32世帯（13.6%）、傷病者世帯27世帯（11.4%）、その他世帯62世帯（26.3%）となっている。

高齢者世帯の割合が最も多いが、埼玉県及び全国平均と比較すると10ポイント程低い。なお、高齢者世帯106世帯中101世帯（95.3%）が単身世帯である。（全国92.9%）

（各年4月）

年	被保護世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯
27	203 (100.0)	78 (38.4)	11 (5.4)	45 (22.2)	27 (13.3)	42 (20.7)
28	196 (100.0)	80 (40.8)	11 (5.6)	40 (20.4)	25 (12.8)	40 (20.4)
29	212 (100.0)	86 (40.6)	13 (6.1)	40 (18.9)	29 (13.7)	44 (20.8)
30	216 (100.0)	90 (41.7)	18 (8.3)	30 (13.9)	35 (16.2)	43 (19.9)
31	212 (100.0)	89 (42.0)	18 (8.5)	32 (15.1)	33 (15.6)	40 (18.9)
2	213 (100.0)	91 (42.7)	14 (6.6)	31 (14.6)	36 (16.9)	41 (19.2)
3	220 (100.0)	97 (44.1)	13 (5.9)	32 (14.5)	33 (15.0)	45 (20.5)
4	218 (100.0)	92 (42.3)	13 (5.9)	32 (14.6)	30 (13.7)	51 (23.3)
5	224 (100.0)	98 (43.8)	11 (4.9)	29 (12.9)	29 (12.9)	57 (25.4)
6	236 (100.0)	106 (44.9)	9 (3.8)	32 (13.6)	27 (11.4)	62 (26.3)

[ 埼玉県 構成割合 53.7 3.6 14.1 11.2 17.3]

[ 全国 構成割合 55.5 3.8 13.6 11.3 15.8]

※（）内は構成比（%）

※各世帯数は保護停止中の世帯を含まない。

（出典 被保護者調査（月次） 令和6年は概数）

(5) 申請、開始、却下・取下げ、廃止状況

令和5年度中の新規申請件数は68件（対前年比28.3%増）であった。このうち保護開始件数は52件であり、開始率は76.5%であった。令和5年度は、却下・取下げ件数は減少し、開始率は昨年度から24ポイント上がった。保護の開始理由では、昨年度同様、「預貯金等の減少・喪失」が最も多く、「世帯主の傷病」がそれに続く。

令和5年度の廃止件数は39件であった。保護の廃止理由としては、「死亡」が16件と最も多かった。

年度別申請、開始、却下・取下げ、廃止件数

年度	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
申請	38	41	54	41	37	46	53	56	53	67
開始	30	35	45	35	30	26	35	37	28	52
却下 取下げ	8	6	9	6	7	20	18	21	25	15
開始率 (%)	78.9	85.4	83.3	85.4	81.1	56.5	66.0	66.1	52.8	77.6
廃止	24	39	30	31	34	23	30	33	26	39

※1 開始、却下・取下げは、当該年度中に申請のあった件数を処理した内訳であり、決定が翌年度に持ち越されたものも含む。

2 廃止は「被保護者調査（月次）」（保護決定処分をした日で計上）による件数。

3-2 中国残留邦人等支援給付

平成20年4月1日に、現在の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の一部改正等に基づき、第二次世界大戦後、苦勞して日本に帰国し永住していたが、言葉の問題や高齢化等に伴い、様々な生活上・経済上の困難を抱えている中国残留邦人等に対する給付金制度が、新たに実施されることとなった。

これにより、当福祉事務所管内の4町において、それまで生活保護を受給していた中国残留邦人等に対して、同法による支援給付の支給が開始され、現在も支援給付が行われている。

4 生活困窮者自立支援

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活にお困りの方に対する新たな支援制度が始まった。この制度は、近年の生活保護受給者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的としている。

市については市が、町村については県が、生活に困窮した人のための総合相談窓口を設置している。埼玉県では、県の4福祉事務所管内（町村部）で実施する支援事業の大部分について、下記の事業者と委託契約を結んでおり、当該事業者の相談支援員が中心となり、地域における関係機関との連携の下で実施されている。

なお、「埼玉県県下一斉フードドライブキャンペーン」として、埼玉県委託のアスポート学習支援秩父センターへ食品等の寄付を行った。

(1) 埼玉県が実施する生活困窮者自立支援関係事業

事業名	委託事業者
自立相談支援事業	彩の国くらし安心コンソーシアム（共同事業体）
一時生活支援事業	【構成団体】 ・社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
家計改善支援事業	・公益社団法人 埼玉県社会福祉士会
生活困窮者の就労支援事業	就労支援専門員事業コンソーシアム（共同事業体）
就労準備支援事業	【構成団体】 ・労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 ・埼玉県雇用対策協議会
学習支援事業*	一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク
住居確保給付金	<実施主体> 県福祉事務所（東部中央、西部、北部、秩父）

\*小学生教室（令和元年度開始）：週3日、中学生教室：週1日

(2) 生活困窮者自立支援制度の実施状況（令和5年度）

管内4町の自立相談支援窓口：アスポーツ相談支援センター埼玉秩父  
（皆野町社会福祉協議会内）

	新規相談受付件数	自立支援プラン作成件数	就労支援対象者数
横瀬町	17	2	1
皆野町	27	12	3
長瀬町	22	2	2
小鹿野町	60	6	3
秩父管内計	126	22	9
埼玉県計	18,512	4,114	2,604

※出典 社会福祉課「令和5年度生活困窮者自立支援制度に関する支援状況（町村）」

5 障害者（児）福祉

障害者（児）の自立と社会参加を支援し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現のため、市町への支援、秩父地域自立支援協議会の運営に関する助言・指導等を行った。

(1) 特別障害者手当等の支給

管内4町の在宅の重度障害者に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当・障害児福祉手当を支給した。

特別障害者手当等支給者数（人） 令和6年3月分

	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
横瀬町	6	3	0	9
皆野町	4	4	0	8
長瀬町	2	2	0	4
小鹿野町	10	5	0	15
計	22	14	0	36

(2) 埼玉県障害児等療育支援事業

在宅障害児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育や相談を受け、必要な情報の提供及び助言等を行っている。

(令和5年度実施状況)

ア 委託先法人 社会福祉法人 清心会 秩父市山田1199-2

イ 事業実施場所 さやかこども支援センター

ウ 事業内容

(ア) 訪問指導 272件

療育相談員や保育士等がチームを組み、家庭訪問や施設への巡回訪問を通じて支援

(イ) 外来指導 253件

さやかこども支援センターでの相談支援

(ウ) 施設支援 282件

保育所、幼稚園、学校、放課後学童クラブの職員に対し療育に関する助言指導

(3) 障害福祉施設等支援事業補助金の交付

埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱に基づき、障害者（児）の福祉の増進を目的に市町が行う事業に対し補助金を交付している。

## 6 母子父子寡婦福祉

### (1) 母子父子寡婦福祉相談

母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき委嘱された母子・父子自立支援員（婦人相談員兼務）が、母子・父子家庭や寡婦からの相談を受けて、助言や情報提供等を行った。

令和5年度 母子父子寡婦福祉相談・指導状況

区 分	相 談 件 数	備 考
生活一般・児童	26	離婚、就労、子育て等
生活援護	501	貸付金等
計	527	

※生活一般・児童の相談内容は、後述の「7 女性相談」と重複して集計している。

出典：母子父子自立支援員指導結果報告

### (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭や寡婦の自立助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行った。

#### ア 市町村別母子父子寡婦福祉資金の貸付状況(件)

令和6年4月現在

	貸 付 中			猶 予 ・ 据 置 中			償 還 中			合 計		
	母子父子	寡婦	計	母子父子	寡婦	計	母子父子	寡婦	計	母子父子	寡婦	計
秩父市	8		8	30	2	32	87	2	89	125	4	129
横瀬町	4		4	9		9	13		13	26		26
皆野町				2		2	13		13	15		15
長瀬町				1		1	7		7	8		8
小鹿野町	2		2	1		1	5	1	6	8	1	9
管 外				6		6	12		12	18		18
計	14		14	49	2	51	137	3	140	200	5	205

出典：母子福祉資金償還者一覧表(福祉事務所調べ)

### イ 母子父子寡婦福祉資金の新規・継続貸付状況

(令和5年度)

	母 子 福 祉 資 金					父 子 福 祉 資 金				
	新規 申込 件数	新規貸付		継続貸付		新規 申込 件数	新規貸付		継続貸付	
		件数 (件)	金 額 (千円)	件数 (件)	金 額 (千円)		件数 (件)	金 額 (千円)	件数 (件)	金 額 (千円)
技能修得										
修 学	8	8	4,170	7	5,214				1	720
修 業	1	1	320							
就職支度										
就学支度	8	8	3,800							
生 活										
住 宅										
計	17	17	8,290	7	5,214				1	720

※ 令和5年度も寡婦福祉資金の貸付は0であった。出典 母子システム(新規申込状況及び貸付状況調べ)

## 7 女性相談（配偶者からの暴力相談）

母子・父子自立支援員が中心となり、平成26年10月から、女性からだけではなく男性からの相談も受けている。相談内容は、配偶者の暴力や離婚問題など夫婦関係とともに生活困窮に関するものも多くなっている。

また、緊急保護が必要な場合は、一時保護の対応を行うこととしている。

なお、売春防止法に基づく相談、保護措置は令和3年度もなかった。

### 令和5年度 主訴別相談件数

配偶者の 暴力・酒乱	離婚・性格 の不一致	経済問題 (養育費等)	就 労	その他	計
7	6	4		9	26

### 同 形態別相談件数

電 話 相 談	来 所 相 談	訪 問 相 談	計
20	6		26

### 同 指導援助状況別相談件数

助 言 指 導	移 送	そ の 他	計
26	0		26

## 8 児童福祉

### (1) 児童虐待相談

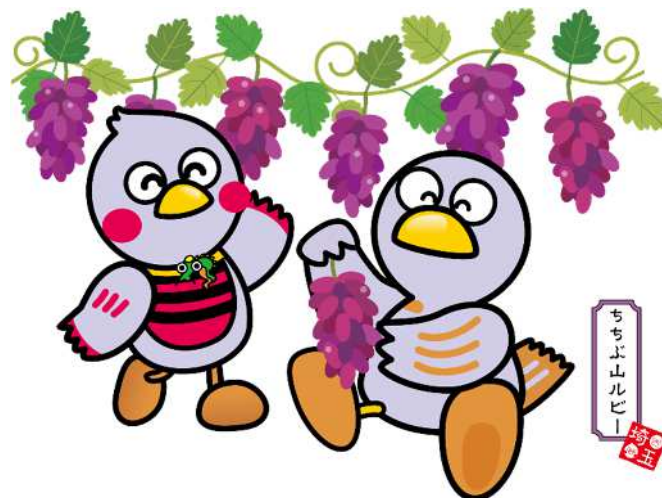
管内の児童虐待相談に関する指導・援助、熊谷児童相談所との連絡調整及び管内要保護児童対策地域協議会への参加、支援を行った。

### (2) 児童扶養手当に係る遺棄証明

管内町在住者の遺棄申立に基づき、実情を確認・調査し、児童扶養手当認定に係る遺棄証明を交付している。

## 9 日本赤十字社埼玉県支部秩父地区

秩父地域の赤十字奉仕団活動の支援及び日本赤十字社埼玉県支部との調整事務を行っている。また、日赤から救護車や救護物資が配備され、災害の際には救護事務を担うこととされている。



「さいたまっち」 「コバトン」  
埼玉県マスコット

彩の国  埼玉県

編集・発行：埼玉県秩父福祉事務所（令和6年11月）